

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例 根拠条項対照表

市 条 例	道路交通法その他関係法令	罰 則 規 定
<p>(自転車を利用する者の責務)</p> <p>第4条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、法令によりこれらに対する例外が認められている場合を除き、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。</p> <p>(1) 道路の中央から左の部分を通行すること。</p>	<p>(通行区分)</p> <p>第17条 1～3 省略</p> <p>4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(罰則 第119条第1項第2号の2)</p>	<p>3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>
<p>(2) 酒気を帯びて運転しないこと。</p>	<p>(酒気帯び運転等の禁止)</p> <p>第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(罰則 第117条の2第1号)</p>	<p>5年以下の懲役又は100万以下の罰金</p>
<p>(3) 他の自転車と並進しないこと。</p>	<p>(軽車両の並進の禁止)</p> <p>第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。</p> <p>(罰則 第121条第1項第5号)</p>	<p>2万円以下の罰金又は科料</p>
<p>(4) 夜間は、前照灯を点灯し、運転すること。</p>	<p>(車両等の灯火)</p> <p>第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。</p> <p>2 省略</p> <p>(罰則 第120条第1項第5号、同条第2項)</p>	<p>5万円以下の罰金 (過失による場合は5万円の罰金)</p>

<p>(5) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。</p>	<p>(徐行すべき場所) 第42条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。 (1) 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。 (2) 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。 (罰則 第119条第1項第2号、同条第2項)</p> <p>(指定場所における一時停止) 第43条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。 (罰則 第119条第1項第2号、同条第2項)</p>	<p>3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失による場合は10万円以下の罰金)</p>
<p>(6) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。</p>	<p>(信号機の信号等に従う義務) 第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第1項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。 (罰則 第119条第1項第1号の2、同条第2項)</p>	<p>3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失による場合は10万円以下の罰金)</p>
<p>(7) ブレーキを備えていない自転車を運転しないこと。</p>	<p>(自転車の制動装置等) 第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。 2 省略 (罰則 第120条第1項第8号の2、同条第2項)</p>	<p>5万円以下の罰金（過失による場合は5万円以下の罰金）</p>

<p>(8) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。</p>	<p>(運転者の遵守事項) 第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(5)の5 省略 (6) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項 (罰則 第120条第1項第9号)</p> <p>【大阪府道路交通規則】 (運転者の遵守事項) 第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 省略 (2) かさをさし、物をかつぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。 (3)～(10) 省略</p>	<p>5万円以下の罰金</p>
<p>(9) 携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は注視しながら運転しないこと。</p>	<p>(運転者の遵守事項) 第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(5)の5 省略 (6) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項 (罰則 第120条第1項第9号)</p> <p>【大阪府道路交通規則】 (運転者の遵守事項) 第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 省略 (3) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。 (4)～(10) 省略</p>	<p>5万円以下の罰金</p>

<p>(10) ヘッドホンで音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。</p>	<p>(運転者の遵守事項) 第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(5)の5 省略 (6) 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項 (罰則 第120条第1項第9号)</p> <p>【大阪府道路交通規則】 (運転者の遵守事項) 第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 省略 (5) 警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。 (6)～(10) 省略</p>	<p>5万円以下の罰金</p>
<p>(11) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。</p>	<p>(安全運転の義務) 第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。 (罰則 第119条第1項第9号、同条第2項)</p>	<p>3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 (過失による場合は10万円以下の罰金)</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、自転車を利用する者は、歩行者の安全を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 歩道を通行するときは、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行するとともに、必要に応じて一時停止するなど、歩行者の通行を妨げないこと。</p>	<p>(普通自転車の歩道通行) 第63条の4 1 省略 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。)があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。 (罰則 第121条第1項第5号)</p>	<p>2万円以下の罰金又は科料</p>

<p>(2) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯では自転車を押して歩くこと。</p>	<p>【羽曳野市環境美化条例】 第31条 歩行者、自転車及び自動車等の所有者等は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令に違反しない場合であっても、常に交通安全の確保に努めなければならない。 以下省略</p>	<p>なし</p>
<p>(3) 歩道及び路側帯を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。 3～5 省略</p>	<p>(警音器の使用等) 第54条 1 省略 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。 (罰則 第121条第1項第6号)</p>	<p>2万円以下の罰金又は科料</p>
<p>(保護責任者の責務) 第9条 1 省略 2 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 以下省略</p>	<p>(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項) 第63条の10 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p>	<p>なし</p>